

香美市教育委員会定例会会議録

(令和3年11月24日)

招集年月日 令和3年11月17日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室
会議の日時 令和3年11月24日(水) 午前9時
出席者 白川 景子 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠席者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育班係長	横田 尚明
教育振興課総務班係長	大峯 啓之

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 おはようございます。ただ今から、令和3年11月香美市教育委員会定例会を開催します。
本日の委員会は全員出席です。
本日の議事録署名委員は小松委員さんです。よろしくお願いいたします。
まず、前回議事録の承認をお願いをいたします。

宮地委員 私の図書館検討委員会の委員の年数が、間違っていましたので、7年に修正をお願いします。

教育長 他にございませんでしょうか。承認ありがとうございます。
それでは、次に議事に入ります。議案第1号、香美市就学援助事務取扱要領の一部を改正する告示について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第1号「香美市就学援助事務取扱要領の一部を改正する告示について」

事務局 (議案説明)

教育長 少し時間をとって見ていただいてから、ご質問、ご意見ををお願いします。

浜田委員 ちょっと、2、3質問したいです。
1つは、香美市の議案の提出の仕方かもしれないけど、新旧対照表で別表で説明になってるんやけど、議案にもあって、様式の場合、後ろにもあると。なんかこう、ダブったもんが2つあるというのは、まあ新旧対照表から仕方がないけれど、こういう様式の場合はこういう出し方を大体しよったかね、1つは。
ほんで、もう一つは、提案理由のところですけど、①の世帯更生貸付補助金に変更になったっていうのは、多分想像で思えるのは国の法律とかいろんなもんが、だからその手前の原因を入れちゃってもらいたいなあと、こうなったからこういうふうに変えますというようにしてもらおうと非常に有難いし、この委任する事項とか言葉の変更した部分は、出来れば下線を引いちゃってもらったほうが、非常に皆さん多分様式で、どこが変わったっていうのが一目で分かる。
最後にいつも思いよったがですけれど、学校長意見蘭のこの経済的支援というのを追加されてるんやけど、妙に1から、まあ今回6が追加になったがやけど、全て経済的な理由で援助しゅうわけですよ。どう違うんだと、ここの言葉は。
1番に丸しようが、何番に丸しようが、例えば1、生活状態が悪いと認められる

という、けどその1つの原因・理由が2、3、4、ほんで5に至っては、欠席日数が多いというのは理由になってるのかと。欠席日数が多いということは問題じゃないんですよ。家庭的に経済的な支援を受けなくちゃいけない状況やからという部分なので、ほんで多分6が出てきたんやないかと思うがやけど。学校長がこれを丸する時に、どういう観点でしゅうのかなという疑問が、それやったら言葉で書くなり、必要ないと支援は、そういう言葉があってもいいんじゃないかと、丸を付けるやったら、比較だから、その辺を、お願いします。

教育長 はい、3点ございましたが、まず1点目の対照表のことにつきまして。

事務局 対照表につきましては、おっしゃられたように、様式のほうに下線を引いて、見やすくしたほうが良かったというふうに思います。それは今回、新と旧を付けるような形でのスペースになってしまいましたので、結局こう、両方見ないと分からないというような状況になっていきますので、その辺りは議会に提案する時には、気を付けたいというふうに思います。

浜田委員 1つはねえ、議案の「別記様式を次のように改める」というところに、議案説明書の言葉で表現できないかなと、様式の場合は。結果的に、様式は後ろの付いちよるわけやない、新旧で。

事務局 説明資料として後ろへ付けてまして。

浜田委員 その説明資料が、議案の構成上、説明資料ではいかん言われたらこうやって載せないかんけども、議案の一部を構成するものとして、言葉で別紙説明書の資料のとおりとか、いろんな言葉でいいがやったらもう、重複して入れる必要は全く無いので。

事務局 済みません。総務の法制のほうと協議をして、提案の形としてはこの形で問題ないということではあったんですけど、ただ見た時に、やはり線が有るのと無いのとで違ってくると思うんです。ですので、まあ下線の部分を変更しましたというようなことで、提案をさせていただいたほうが見やすいかなと思います。ただ様式に下線がある場合もあって、その場合、分かりにくくなってしまうということもありますので、また法制係と相談をして、しっかり提案をする時には改めたいと思います。

それと、もう1点ありました世帯貸付補助金なんですけれども、これにつきましては、説明がここでちょっと不足しておったんですが、平成2年に高知県の世帯

更生資金貸付補助金制度っていう、これは社会福祉協議会に資金を貸し付けて、そこで困窮世帯の方に生活資金という形で、お金の貸し出しをしている制度というふうに調べておりますが、この補助要綱が平成2年に生活福祉資金貸付制度に変わっているんですけども、詳しい理由、今まで香美市の市の現状制度においては、世帯更生資金貸付補助金という名称がずっと今まで残っていたんですが、法制なんかと相談すると、これはもう生活福祉資金貸付制度に変わっているけれども、このまま行くのかいというような話もあって、制度の名称が大元で変わっているのであれば、就学援助事務取扱要領の名前も変えちゃったほうがいいでしょうということで、今回大変遅くなって申し訳ございませんが、今回この様式の変更に合わせて一緒に変えさせていただきたい。もう様式にもその名前が出てきておりましたので、変えたほうがいいということで今回提案させていただきました。

それと、もう一点、様式の学校長意見欄の保護者の職業が不安定でとかそういう番号各ありますが、ここは事務取扱要領そのものにそういった記載があって、学校長は教育的見地から対象者について意見を付してというようなことがあって、そういった経済的な理由による欠席日数が多いとかいうようなことが要領に書かれていたりしますので、そこがあって、申請者の様式のほうに学校長の意見として、教育的見地からというようなことでの項目があるというところです。

浜田委員

いや、このことが1から従来は6まであったんですけど、この言葉が適切かということだけ聞きゆうんです。当然のことなんで、教育的見地からこういうことをしなくちゃいけないという部分において。同じことを、校長が丸する時にどこでもえいような感じの、4番以外はどこでも、4番と5番、まあ欠席日数が多いとかいうのは、子どもの状態を言いゆうことであって、これ就学援助をするかどうかに対応しい言葉ではないですよ。要は、状況は生活が苦しいのでやっくださいよということなので。

だから、本来言うたら、具体的に書いてもらうなり、さっき極端な事を言ったけど、まあ援助する必要がないとかいう項目があってもおかしくないわけですよ。いや、意見としては。

同じようなことを言ってるんやないかと、もうちょっとこう、整理をせないかなあと。

事務局

先ほどいただいたご意見なんですけれども…

浜田委員

事務取扱要領のほう…

事務局 事務取扱要領のほうに…

浜田委員 そういう言葉がある。

事務局 ありまして、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者でありますとか、これは職業が不安定というようなところにつながってくるのかなというところですよ。

それと、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いとかいうような形で、事務取扱要領の本則の中にそういった記載がありますので、そういったことがあって様式のほうに、そこから文言を引っ張って来て、学校長がその対象となる児童生徒、それからその保護者の家庭の状況について把握していく場合は、学校長意見として、そこをお示しいただくような形になっているというところですよ。

これまで6が無かったということで、その他のところに経済的な理由で援助を要する状況というのを書き込んでいただいていたんですけども、事務さんと話をする中で、校長が常に就学援助の時期になると、大きい学校では何百名という申請が出てきます。それをその他に丸をして、理由を具体的に毎回記入をいただいていたんですけども、理由としては経済的な理由により、援助を要する状況ということが1つ大きな理由としてありますので、それなら項目として入れてもらっていたほうがいいんじゃないかというようなことがありまして、今回申請書の様式の中に入れてさせていただいたというところですよ。

浜田委員 まああんまり言われんけど、行政が作る様式としては理由もないし、例えばA校長は、どっかへ丸付けて具体的に書いてこないですよ、他の校長は書いてるのは知ってるんですけどね。もうちょっとこう、統一できませんかね。

要綱そのものが、なんかもうちょっと整備されたら、ちょっとさっきの言葉、生活福祉資金の世帯更生というような、多分言葉が今の時代に適切かどうかということで、県のほうも、まあ国のほうも変わってるんだと思うんですけど。やっぱり時代と共に見直しをしなくちゃいけないのじゃないかなと思うんです。

小松委員 1から5までについては、児童生徒の状況というか、その部分を丸をするようになってるんですよ。しかし6番は、この児童生徒を見た学校長のこれは意見になってますよね、ほんで種類が全然違うのが列記されちゃう。援助を要するというのは、下段の「以上、申請者については就学援助が必要と思われます。」というところに書いてあるので、妙に重複しちゃうような気がするんですよ。それで、その上にその6番が私も必要なかどうか、ちょっと疑問ですけど。1から5は具体のことを書いてますよね。

浜田委員 質問して今急にということは、一応この様式はいいんじゃないかと、まあ見直しをすることは。そのこと自体はいいんやけど、言葉はまあ教育委員会事務局のほうで、少し整理をしてもらって。

事務局 この6番については、1から5まではおっしゃられるように児童生徒の状況という、まあ教育的見地から学校長が把握している状況というところでの丸をする欄になっていると思います。6番はそれとはちょっと異質なものというところなんですけど。これは、これから就学援助の申請が始まっていくんですが、まだ学校に就学していないお子さんもいらっしゃるんです。そのお子さんについては、学校長が学校の状況というのが分からない状態です。就学援助の申請書自体は、今度就学を予定している学校に出していただいて、学校のほうで就学援助の申請が出ているということも把握をしていただいて、その上で教育委員会のほうへ送致をしていただくということになって、そういう時に学校長の意見としては、なかなか1から5番までというのは丸がしにくい状況ではあると、これまでその他に丸をしていたというところがありました。そういったことへの対応ということもあって、この6番というものをに入れてほしいというのを、学校の事務のほうからそういった相談もありまして、今回提案をさせていただいたところなんです。

学校に通われている子どもさんについては、1から5までに当てはまる子どもさんがいれば、多分1から5に丸が入ってくるんだと思うんですけども、そうでないお子さんについては、これまでその他に丸が入って、経済的状況が悪いとか、保護者の就労状況が悪いとかいうようなことでの申請というようなことにはなっております。

教育長 そしたら、委員さん方からのご意見を反映して、実際記入する学校の状況と照らし合わせて、12月1日から施行ということによろしいでしょうか。校長先生達は6番のことを分かっているという判断で、ここに6が記載されているということになるかと思えます。それでは、事務局のほうでご意見を反映させていただいて、1日から施行することによろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。では、議案第1号は承認されました。ありがとうございました。それでは、議案第2号、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第2号「財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の事業の総合調整及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 まあ議案なので新法というのはなんだということです。この新法が平成18年に改正され新しくなってるわけですね、法人に関する部分が。そしたらここへ持って来て、改正新法言うたらなんだと言うた時に、分かりますか。

事務局 分かりません。

浜田委員 言葉としては分かるんですけど議案なので、正確に説明を書くなりしてください。それだけです。

宮地委員 私、意見としては適切であると思いました。

教育長 他にご意見ございませんでしょうか。ありがとうございました。
では、議案第2号は、承認されました。
議案第3号、通学区域(校区)外通学ついて、よろしく願いいたします。

議案第3号「通学区域(校区)外通学ついて」

(議案第3号は、非公開案件審議)

教育長 続いて、議案第4号について、お願いいたします。

議案第4「通学区域(校区)外通学ついて」

(議案第4号は、非公開案件審議)

教育長 続きまして議案第5号、説明をお願いいたします。

議案第5号「区域外就学について」

(議案第5号は、非公開案件審議)

教育長 それでは、議案第6号お願いいたします。

議案第6号「通学区域（校区）外通学ついて」

（議案第6号は、非公開案件審議）

教育長 続いて、議案第7号、よろしく申し上げます。

議案第7号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第7号は、非公開案件審議）

教育長 それでは、議案第8号、よろしく申し上げます。

議案第8号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第8号は、非公開案件審議）

教育長 それでは、第9号、通学区域（校区）外通学ついて。

議案第9号「通学区域（校区）外通学ついて」

（議案第9号は、非公開案件審議）

それでは追加議案のほうになりますが、議案第10号、G I G Aスクール推進事業検証委員会設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第10号「G I G Aスクール推進事業検証委員会設置要綱の制定について」

議案第11号「G I G Aスクール推進事業検証委員の委嘱について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご意見、ご質問お願いいたします。

浜田委員 1つだけ。まあこういう形式での設置要綱はあると思うんですけど、趣旨に事業の目的が書かれているんですけど、本来趣旨以外のところに、こういう目的でこ

れを設置して、この組織はこういうことをしますというのがあるのが普通ではなかろうかと思うんですね。趣旨やなくて、趣旨は趣旨で結構なんですけど、それを設置する目的というのが大体、設置目的のためには条項が設けられるのが通常やと思うんですけど。それが無いのは、ただこういう大まかなことで、趣旨でこういうことやりますよと、組織はこういうもんですよということで、具体的にこういうことを諮ってもらいたいとかいうのが無いからこういう形になるんですか、厳しい言い方したら。

事務局

主にどういう審議をするかというのは趣旨に書いてあるような内容なんですけど、GIGAスクール事業はいろいろ検討する事項もありますので、この検証委員会だけでどれだけのことが出来るか、ちょっと役割も、まあ主には推進のほうをこの検証委員会のほうで審議していただいて、当然セキュリティーの関係とかいうところも、当然検証とかしていかないといけないところなんですけど、検証委員会自体年2回しかやらないというところもあって、とてもそこでセキュリティーの話しだしたら、もう推進とかの審議には行けないと思いますので、セキュリティーに関しては、学校の情報セキュリティーポリシーを作ったり改正したりする別の会議が一応ありますので、そちらのほうで審議していくことになるのかなと。まあ、ちょっと第1回の会で、役割分担とかいうか、セキュリティーに関してはセキュリティーの委員会を中心に、主には事務局で話をしているって、ここの検証委員会では、主に推進のほうのところを話していくというようなところで、今後進めていきたいかなと思っております。

実際のところ、当然この進捗管理とかいうのは、会のほうで事務局から説明させていただくんですが、それに対するご意見と、なお、もう1歩こう推進していくためのご意見をいただきたいというところで考えております。

教育長

現状その、学校情報セキュリティーポリシーの会っていうのはあるんですか。

事務局

要綱自体はあって、情報セキュリティーポリシーっていう文書自体も作ってます。ただ、GIGAスクールも始まって、当然改正をそれに応じてしないといけないんですが、現状まだそこまでちょっと出来てないところで、来年度ちょっと業務委託とかで、元々のセキュリティーポリシーも市の電算とかでちょっとサポート業務している業者がありますので、その業者に協力して、学校情報のセキュリティーポリシーというのを作ってもらってます。来年度、一応予算計上で業務委託をして、GIGAスクールに合う内容に改正する。改正して、けど、その内容をどういうふうに運用していくかというのは、またちょっと別途、学校の担当者の方とかにも入っていただいて、実際どう運用するかみたいな話

も当然していかないといけませんので、そのところを来年度やっていかないかなというところでもあります。

浜田委員 例えばこのG I G Aスクールの推進事業、小中10校の状況をここが検証するわけですね、評価とか、そういう理解でいいんですか。

事務局 そうですね、まあご評価いただいて、委員として、学校の現場の情報は担当者に入ってもらつつもりをしてますので、どうしても教育委員会側で予算を組んで事業をやるというところで、ちょっと現場との意識のズレみたいなのもあろうかと思えますので、そういう意味では、現場の感覚でちょっと動いていただきたいなというところもあります。

浜田委員 ちょっと心配しゆうのは、国が2年前倒しでこういう事業、タブレットの導入とかいうことで、非常に学校間の意識の差とか活用の差、これからどういうふう将来これを活用してやっていこうかという、いろんなこう差が出てきてるような気がします。というのは、学校長とか、そういう専門性がある先生がおるところは早目に、けども、そういう先生が少ないところはなかなか動きづらいという部分があると思うんですけど。そういった中で香美市のG I G Aスクールという大前提を推進するという部分で、この会がどういう位置づけでどういうことをやっていくんだと。

教育委員会とか学校に、まあ教育委員会は推進していかないかんけど、学校に放り任して、学校の中にある個別の委員会かなんかでやってもらうというように決めてるのか、その辺がちょっと分かりづらいんですよ。そこをちゃんと明確にしてないと、G I G Aスクールそのものが、推進評価、そういうことが回っていかないんじゃないかなあというのをちょっと心配して。

事務局 I C T自体を推進するっていうことで、G I G Aスクールより前に情報担当者の会とかいうのもやってますので、結局そこで、G I G Aスクールに関してどういう取り組みをしていくとかいう、じゃあ情報担当者会でG I G Aスクールに対してどんな話するとか、そこもまだはつきりところもありますので、ちょっとそこは、今後整理していかないといけないなと思ってます。

浜田委員 というのは、I C Tの功罪と言うか、メリット、デメリットは当然あるわけで、それを学校現場が全部引き受けなくちゃいけない状態なので、そしたら、その検証とかそれはどこがするんだと。教育委員会事務局は担当者が来てこういう場で話すのか、こういう会を設けて、ちゃんとそこら辺のことも含めて、香美市

のICT教育をどういうふうに進めていくのかなと思った会がこれだと思ったから聞いてるんですけどね、そこら辺はどうですか。

事務局　まあ、あくまでGIGAスクールの検証委員会なので、そのICTに関してはGIGAスクールに納まらない話なので、その全体の検証とか話とかいうのをどういう仕組みでやっていくかっていうのは、またちょっと別途考えていく必要があるかなと。

浜田委員　確かにね。ICT教育って言うてしもうたらいかんけど、けど今の時点で100%やないにしても、大部分が、GIGAスクールが多く各市町村で担ってますよね。だから…

教育長　これは浜田委員さんが言われるように、やっぱりこう、GIGAスクールの功罪について、やっぱり学校任せにするということは委員会事務局ももたんです。どっかでもうちよっところ、こうすればどうだろうか、ああすればどうだろうというものを提案出来るそういう組織があって、一定それに基づいて、学校がそれを参考にしながら、実行の取り組みを推進しているというふうにしていかないと、何かあった時にいつもいつも事務局が集められても、とても対応出来ないかなあというふうに思いますので。
情報全部のことも勿論あるけれども、大体GIGAスクールで学校が抱える情報を活用した教育の在り方っていうのは網羅出来ると思うので、何とか今浜田委員さんがおっしゃったようなこともここに盛り込めないかなとちょっと思っていました。そうなってくると、年間2回っていうのはちょっとねえ。

事務局　そうですね、はい。

教育長　どうなのでしょうね、やっぱり当然…

宮地委員　任期制というのは、結局任命した日から当該年度の3月31日ですね、極めてだから回数が限られるわけですよ。2年を任期にして、もうちょっと今議論になりゆうようなことを盛り込んでいったほうがいいんじゃないか。
そうすると、次に出て来る委員のメンバーがこれでいいのかということになりますよね。

教育長　そうです、どうしたらえいのかな。うーん、それとまた別のこっこの組織と考えるのか。

事務局 まあなかなか、ICTについて全体を話すってなると、じゃあ適当な回数は何回かかってなると、実際その2回を4回にしたところで、十分な話が出るのかというのがありますので、まあ結局は、実際現場で動く人間を中心に下話を定期的に行っていくってというのは、どうしても必要になるかなと。別途そういうその仕組みとかいうのも考えないと、なかなか、結局学校のその担当者とかいうのも、先ほど申しましたセキュリティーポリシーの委員とかも、学校が校長先生になってますが、実際ほんとに運用…

宮地委員 名前だけになっている。

事務局 の話を実際問題、こう校長先生を集めて話してそれ進むのかということそうじゃないと思うんで、それはやっぱり別途担当者みたいなを作らないかなと。情報担当者というのは学校に1人以上おりますが、その人ばかりにセキュリティーのことから推進のことから、何もかも詰めてくれみたいなことは、もうちょっと余りにも負担が大きいので、セキュリティーはセキュリティーで、どなたか学校の別の方にお問い合わせとかいうところが、今後はやっぱりちょっと必要なのかなというふうには思ってます。

浜田委員 まあ、要はここに目的とか書かれてない部分と同じことなので、課題とか、どういうふうにならなかっていきたい、そういうものが抽出されて、それに基づいて目的が出来て、それに基づいて多分大きければ、それ専門の分科会を下へ作ればいい。

教育長 そうですね、そうですね。

浜田委員 それぞれ。ほんでそこに責任者を置いて、必要な人を集めて、やって研究していただいたら、当然、県もGIGAスクールやっているわけやし、大きなところじゃ他もやってる、国も推進してる。だから、課題そのものはどんどん出て来るし、進んだところは進んだところで、こういうふうになりたいという方向で進めていってますよね、将来子ども達がこういう幸せになる為には、こういう教育をしていかなくちやなかなか難しいねという部分で。今ここでこう言うんじゃなくて、そういうふうを考えていかないと、なかなかこの問題は単に、国からタブレットをこう、昨年度3月までに購入して、学校へ配って推進せえという目的で、それがどうなってるかだけの検証ではないような気がするんですけどね、香美市がどういうふうを考える？

それと、告示の施行が今日ですよ。

事務局 はい。

浜田委員 今日施行しなくちゃいけない理由はなんですか。

事務局 1回目の会を、実はもう12月に実施をちょっと調整をしまして。

浜田委員 推進することは、仕方がないのかなど。
けどやっぱり、これは香美市教育委員会としてどう考えるか。そこは議論をしながら進めないと、まあ特に自分も含めてですけど、昭和を生きた昭和の考え方でいってますから、その辺を含めて、これからどうやってこう変わって行って、どういう時代を迎え、その中でどういう課題があり、どういう方向に、対極的な展開の中で議論していかないと、いけないんじゃないかなと思います。

事務局 現状、教育委員会自体、そういう長期的な展望とかいうのは、正直あるかと言えればはっきりしたものが無いのが現状だと思いますので、そういうところも詰めていかないといけないことだと思ってます。

浜田委員 けど、これを会を開いたとしても、現場の先生方からは出ないかもしれないけど、A先生とか、セキュリティーとかそういうことに進んでるB先生のほうからは出るかもしれない、私が言ったようなことが。

教育長 出るでしょうね。
けど多分、この検証委員会、推進だけでは多分終わらない、委員の方々自体が推進の役割、評価だけですよというような話で恐らく終わらないと思うんですね。
香美市の課題を明確にして、その課題解決の為に必要であれば、その分科会等も設置をして改善し、子ども達の教育に資するというようなことを目的にして、恐らく1回目の話でも、これもこれも、これもなんちゃあ出来てないやないかっていう話になろうかと思うので、それならどうしましょうか、じゃあ、分科会でもうちょっと小回りの利くことをちゃんと話をしてくださいというようなことになれば、まあそれもそうなるでしょうし、それを受けてセキュリティーのことであるとか、もっともっとより良い活用の方法についてとか、そんなことを具体的にカバーしていけるようなことを目的にしたほうがいいように思いますが、それをどうしたらいいんですかね、目的として書き込む？

事務局　まあ、結局情報セキュリティーポリシー、セキュリティーの関係の会ってというのがあって、別途要綱とかもありますので、そこの関係をどうするのかみたいなのところもあります。こっちでもセキュリティーの話もして、あくまでそれはもうセキュリティーポリシー考える為の会っていうのもう置いちゃって、こっちでもセキュリティーの話もするのか。

教育長　セキュリティーポリシーの会って開かれてるんですか。

事務局　もうその作った時だけです。

教育長　だからまあ言ったら、実効性が無いわけですよ。

事務局　まあ、特になんかそこでセキュリティーに関して、なんか問題が起こってそこで話し合いをするかって言うと、現状今そんな仕組みにはなっていないので、一応議長は副市長だったと思います。まあ、電算室とかも入ってとかも入ってみたいな会なので。

教育長　そこはやっぱり違うかな。やっぱりG I G Aスクールの中でやっていけばいいと思うんですよ。市役所の情報については、もうちょっと教育委員会へ済みません、勿論協力もしますし一緒にやりますが、そこはやっぱり総務課とかそちらのほうで、もうイニシアティブ取っていただいて、教育委員会は教育委員会で、G I G Aスクールの推進における、いわゆる様々な課題に対応する組織を別立てで作るということで構わないかなと。それは委員もダブるし内容もダブるでしょうけれど、あくまでもG I G Aスクール内のことであって、G I G Aスクール言ったって、G I G Aスクールの範囲はもの凄く広がっていくと。

浜田委員　それと、副市長がやりゆうここの情報総務、総務課が、専門家もそれほどいないし、実際は市役所の中の問題だけを扱ってるだけのことで、この問題は外まで含めて考えなくちゃ、ちゃんと繋がっているという部分で。

教育長　そうですね。

宮地委員　まあ議論ですけど、そうするとそういう議論を踏まえたら、ここの方々について被ってくると思うんですよ。まあ非常に執務に長けた方、まあA先生は別にしてね、執務に長けた方で構成していますから、それ行けそれ行けっていろんな議論が出て来ると思うんですよ。段々そうじゃない、よう着いて行かん、私なんかは

もう全然分かりませんのでねえ、チンプンカンプンになるんじゃないかと思うんですが。進めるに当たっての功罪というのがありますからね、それを含めて議論をしていくんだったら、もうちょっとメンバーを広くしたりしたほうがいいのかもしれないね。連動しますのでね。そこももうちょっと考えていただいたほうがいいかな、私はもうその辺分からないですね。

事務局 委員としては今回の議案第11号の名簿に付けてますが、一応アドバイザーと言うか、オブザーバーとかも若干入る予定してまして、アドバイザーとして謝金も払って、教育委員会の…

宮地委員 委員以外に？

事務局 委員以外で、教育委員会の働き方改革をサポートしてる会社の代表者にアドバイザーに入っていただくのと、あと工科大学の研究連携部の課長のBさんにも、会自体には入っていただく、ほんとは委員に入っていたらこうかと思ってたんですけど、ちょっと市のICT推進の関係で補助金をもらってるというところで、ちょっと委員という中で、委員で入るのはちょっとまずいんじゃないかということで、あくまでオブザーバーというところで、あとオブザーバーということで、学校のセキュリティーポリシー作成に関わってくれた業者、広島ITコーディネータ協同組合やったかな、そこにもちょっと、会自体は見えていただくつもりをします。ただまあ委員自体については、もうちょっと幅広く、このGIGAスクールっていうのをどの範囲で捉えるかっていうところですけど。

教育長 それでは済みません、議案第11号にもう移って行ってますけど、議案10号のほうで…

宮地委員 設置要綱そのままやったら、これ連動してますからいいと思うんですけどね。

教育長 結局この検証委員会の役割というのを、もう少しミッションを増やすと言うんでしょうか、ミッションを細かくして、功罪について検討することが絶対必要になってくるので、そのところをもう少し具体的に、書き入れてはどうかというふうには思うんですけども、これは目的になるのか、趣旨になるのか。

事務局 所掌事務みたいなことで…

教育長 ことで入れる。

事務局 どういう話をするのかというのを付け加えるということになると思います。

教育長 そうですね。

宮地委員 具体的に項目別を書くということですね。

事務局 そうですねえ、はい。

教育長 あくまでもやっぱり、先ほどの総務が主体でやってくださっているセキュリティーポリシーとちょっと違う感じと、やっぱり学校教育の中で、様々や問題や取り組みが出て来るとと思いますので、そこに特化をするという、分科会なら分科会を必要に応じて立ち上げるとか、そういうところを記載をしておいていただくと、学校も安心するかなと思いますね。どうもそれに事務局だけでももうバタバタしますので、ちょっとそういうところも何かあればずっと招集が出来て、こういうふうにしていったらどうかというような、小回りが利くような分科会があればいいのかなと思います。それをその中で書いていただくというところで。

事務局 そうですね、分科会自体を必要あれば設けるみたいなのは、そういうのを入れている要綱はありますので、そういった形で内容を追加すれば、必要に応じて分科会を実施するというのは出来ると思います。

浜田委員 委員ですが先ほどの工科大学のBさん、補助金は大学がもらってるので、彼がもらってるわけではないですけど、学生たちに渡してますよ。それでやってるんやから、利益供与的なことは考えなくていいんじゃないか、1つはね。それと、水町さんは分かりませんが、多くの方が一定の年齢以上の方ですよ。

事務局 そうですね、C校長は校長先生ですけど…

浜田委員 他の2人の先生は、は若いのですか。

事務局 そうですね。

浜田委員 出来れば大学の学生じゃないけど、そういうことを研究しているのがおるので、そのほうがずっと長けてる、いろんなことに、世の中のことに、この世界に関してはですけどね。と思うので、その辺も含めて、まあBさんもいろんなことを、

自分で作ったりいろいろすることは好きなので、他の方よりも活動的です、そういうのは。

だから、どっしりとおらないかん人もおるけれども、そんなことをやっていく人間も、批評だけやなくてね、必要なのかもしれないね。

だから、宮地委員が言ったように幅広い方々、今は情報言うても、DXも含めてですけども、社会科学的な分とか心理学的部分とか含めて扱っていかなくては、情報の一部を切り出して、そこだけやってたら駄目な時代になってるので、だからそういうことも含めて、若い方が入ってきていただければ、いいんじゃないかなと思います。

宮地委員 設置自体は問題じゃないですよ。だから今議論してるのは中身の問題ですから、後を是非やっていただきたいんです。だから、その意見を踏まえていただいて、この趣旨のところとか、実際に議論をする内容とか、ひょっとしたらここにあります任期の問題、あるいは委員会も8名以内になってますけど、ひょっとしたら皆さんいかない場合あるかもしれない。もう1回考えていただいて、あと、教育長がここで決裁していただいて、進めていただいたらと思います。

教育長 ありがとうございます。先ほどご意見をいただきましたように、まあ8名以内ということでございますので、まだ若干名委員に就任していただける、推薦等もございますので、Bさんも先ほど今の浜田委員さんのご指摘であれば特に問題がないというふうに思いますし、実際ご指摘のとおり、社会的にも、それから資質的にも、子どもの発達段階から見ても、子どもって凄くって、普通するようなことをしていますのでいろいろと、そういったところも含めて、学生さんの代表にも入っていただけるというような委員のメンバーになって、少し幅を広くしていくという方向で改善をした後に、12月に会を進めていくと。急ではございますけれども、まあ1回目ですからね、それから任期のことにつきましても、見直しの必要があるかと思っておりますので、そういうことについても事務局のほうで協議をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。それでは、議案第10号、議案第11号は、先ほどのようなことを含めてのご承認というところでお構いないでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第12号、よろしくお願ひします。

議案第12号「通学区域（校区）外通学ついて」

事務局 (議案12号は、非公開案件審議)

教育長 以上を持ちまして、11月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時38分)